

動薬協会発 88 号
令和 3 年 11 月 8 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

偶蹄類の特定家畜伝染病に関する防疫作業マニュアル及び家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルについて

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（3 消安第 3913 号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第 3913 号
令和 3 年 11 月 5 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

偶蹄類の特定家畜伝染病に関する防疫作業マニュアル及び家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルについて

平素から家畜防疫対策の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

特定家畜伝染病の防疫作業に関して、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル（平成 23 年 10 月 1 日付け 23 消安第 3463 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」及び「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアルの作成について（平成 23 年 12 月 26 日付け 23 消安第 4907 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」により、両疾病の防疫作業の役に立つ、技術的情報を都道府県等に示してきたところです。

その後の特定家畜伝染病の発生時の防疫作業から得られた知見等を踏まえ、今般、両防疫作業マニュアルをそれぞれ「偶蹄類の特定家畜伝染病に関する防疫作業マニュアル」及び「家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」として、別添のとおり変更を行いました。関係者の皆様におかれましては、本マニュアルを参考にしつつ、効果的な防疫体制の整備にご協力をお願いいたします。

なお、実際の防疫作業の進め方は、各都道府県の体制や特定家畜伝染病の発生状況等により変化することが想定されます。本マニュアルは、標準的なケースを想定して作成したものであることから、関係者の皆様におかれましては、都道府県の要請に応じて、各地域の実情に合わせた防疫作業の実施をお願いいたします。

また、本マニュアルは新たな知見や防疫関連技術の進展を踏まえて、必要に応じて変更していく予定です。防疫作業を円滑に進めていくために有益な情報等があれば、積極的に提供していただくよう、併せてお願いいたします。

本マニュアルには、都道府県等に協力いただき、防疫作業実施中の写真を掲載しています。このため、防疫作業に従事する者限りの非公表資料としています。外部の者に提供したり、不特定多数が閲覧可能なホームページに掲載したりしないよう、取扱いには御留意ください。

偶蹄類の特定家畜伝染病に関する 防疫作業マニュアル変更のポイント

令和3年11月
動物衛生課

平成22年10月に「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」として策定された本マニュアルについて、平成30年9月に我が国で27年ぶりに発生した豚熱の続発等を受け、今般、「偶蹄類の特定家畜伝染病に関する防疫作業マニュアル」として変更を行う。

変更のポイントについては、以下のとおり。

I. 本マニュアルの目的

- 前文の修正(P.1)
平成22年の本マニュアル策定時から今日までの口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況について、時点更新。

II. 発生に備えた日ごろからの準備

- 作業リスト及び動員計画の作成(P.6)
防疫作業を安全かつ迅速に進めるため、1クールの間と1日のクール数の設定を追加。さらに、国や発生県以外の都道府県からの獣医師等の派遣を想定した動員計画を特定家畜伝染病防疫指針に基づき事前に策定するよう追記。
- 調達計画の作成(P.7)
特定家畜伝染病防疫指針に基づき殺処分等防疫作業に必要な資材の調達計画(様式2)を作成するよう追記。また、防疫作業は休日の対応になることも十分考えられるため、都道府県では円滑に資材確保ができるような資材調達先、運送業者との連絡体制及び供給体制を構築するよう追記。

Ⅲ.殺処分前の準備作業

- チームリーダー及びサブリーダーの役割と留意事項(P.13)

同時多発的な発生により、各農場でチームリーダー及びサブリーダーが不足する事態に備えて、獣医師だけでなく畜産職等でもその役割を担えるよう、普段から人材育成に努めるよう記載。また、発生県のリーダーと他県のリーダーの識別を明確化するよう追記。
- 作業前の準備におけるバイオセキュリティの確保(P.20-21)

改正前は「バイオセキュリティ」と「作業者の安全確保」が一緒になった記載であったが、バイオセキュリティの重要性に鑑み、両者を分けて記載。また、項目の各所に仮設テント、シャトルバス、集合施設等のそれぞれの場所での交差汚染防止対策の具体例を強調して記載することで、病原体による汚染リスク及びその対策の重要性を明示。
- 自衛隊派遣要請時の留意点(P.28)

自衛隊に派遣を要請した場合に、自衛隊と円滑に作業を進めるための留意点を追記。

Ⅳ.殺処分の実施

- 子豚の保定時の留意点を追記(P.31)

過去の事例における保定者への針刺し事故を踏まえ、子豚の心臓への注射は、電殺機等により、子豚を不動化してから実施することを追記。
- ネズミ駆除による病原体拡散防止措置を追記(P.37)

防疫作業を実施する際の殺鼠剤の散布について、近隣農場においても散布することを追記。

Ⅵ.埋却作業

- 重機の調達時の留意点を追記(P.70)

過去の事例において、重機オペレーターの不足により、重機が一時使用不

可となった事例を踏まえ、重機と重機オペレーターをセットで調整可能な事業者のリストアップについて追記。

- 移動式レンダリング装置の利用 (P.80)
北海道、横浜及び門司の3か所に令和3年3月末までに新規導入が決定している移動式レンダリング装置について追記。
- 盛土方式埋却方法 (P.81-82)
低海拔地域や用地確保が困難な地域においてその活用が検討される盛土方式による埋却について追記。

VII.消毒作業

- 消毒薬の選定について、豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの項目を追記 (P.84)
豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの特性及び有効な消毒薬について追記。

家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する 防疫作業マニュアル変更のポイント

令和3年11月
動物衛生課

平成23年12月に「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」として策定された本マニュアルについて、平成24年以降の鳥インフルエンザの発生とその防疫措置により得られた知見等を踏まえ、「家きんの高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」として変更を行う。

変更のポイントについては、以下のとおり。

I. 本マニュアルの目的

- 前文の修正(P.1)

平成23年の本マニュアル策定時から今日までの鳥インフルエンザ発生状況について、時点更新。

II. 発生に備えた日ごろからの準備

- 作業リスト及び動員計画の作成(P.7)

防疫作業を安全かつ迅速に進めるため、1クールの間と1日のクール数の設定を追記。さらに、国や発生県以外の都道府県からの獣医師等の派遣を想定した動員計画(様式1)を特定家畜伝染病防疫指針に基づき事前に策定するよう記載。

- 調達計画の作成(P.8)

特定家畜伝染病防疫指針に基づき殺処分等防疫作業に必要な資材の調達計画(様式2)を作成するよう追記。また、防疫作業は休日の対応になることも十分考えられるため、都道府県では円滑に資材確保ができるような資材調達先、運送業者との連絡体制及び供給体制を構築するよう追記。

Ⅲ.殺処分前の準備作業

- チームリーダー及びサブリーダーの役割と留意事項(P.16)

同時多発的な発生により、各農場でチームリーダー及びサブリーダーが不足する事態に備えて、獣医師だけでなく畜産職等でもその役割を担えるよう、普段から人材育成に努めるよう記載。また、発生県のリーダーと他県のリーダーの識別を明確化するよう追記。
- 作業前の準備におけるバイオセキュリティの確保(P.23-24)

改正前は「バイオセキュリティ」と「作業者の安全確保」が一緒になった記載であったが、バイオセキュリティの重要性に鑑み、両者を分けて記載。また、項目の各所に仮設テント、シャトルバス、集合施設等のそれぞれの場所での交差汚染防止対策の具体例を強調して記載することで、病原体による汚染リスク及びその対策の重要性を明示。
- 自衛隊派遣要請時の留意点(P.33)

自衛隊に派遣を要請した場合に、自衛隊と円滑に作業を進めるための留意点を追記。

Ⅳ.殺処分の実施

- ネズミ駆除による病原体拡散防止措置を追記(P.36)

防疫作業を実施する際の殺鼠剤の散布について、近隣農場においても散布することを追記。

Ⅴ.殺処後の作業

- ミッペール以外の容器を使用した運搬事例(P.51)

令和2年度、茨城県の事例で活用した、ミッペール以外の容器により病原体拡散防止措置を講じ、焼却施設まで運ぶ方法を追記。

Ⅵ.埋却作業

- 重機の調達時の留意点を追記(P.59)

過去の事例において、重機オペレーターの不足により、重機が一時使用不可となった事例を踏まえ、重機と重機オペレーターをセットで調整可能な事業

者のリストアップについて追記。

- 盛土方式埋却方法 (P.66)

低海拔地域や用地確保が困難な地域においてその活用が検討される盛土方式による埋却について追記。